

令和元年12月20日
中部地方整備局

建設業法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 長野日本無線株式会社
業者の住所 : 長野県長野市稲里町1163
- 指名停止措置期間 : 令和元年12月20日から令和2年2月19日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
長野日本無線(株)は、平成30年3月31日を基準日とする経営事項審査等において、実際には技術者要件を満たさない者を技術職員名簿に記載して提出し、経営事項審査を取得した。また、当該経営事項審査をもって長野県建設工事入札参加資格を取得した。
これらのことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和元年8月22日、長野県知事から監督処分(指示処分)を受けた。
- 指名停止措置理由
有資格業者である長野日本無線(株)が、建設業法違反により建設業許可部局である長野県知事から監督処分(指示処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一
契約課長補佐 野田 純大 電話番号(052)953-8138